

板橋区非木造建築物耐震化促進助成金交付要領

(令和5年3月6日 都市整備部長決定)

最終改正 令和8年3月9日

(目的)

第1条 この要領は、板橋区非木造建築物耐震化促進助成金交付要綱(令和5年2月20日区長決定。以下「要綱」という。)の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(既存壁式鉄筋コンクリート造等の耐震診断方法)

第2条 既存壁式鉄筋コンクリート造等について、耐震改修促進法第4条第2項第3号に基づき定められた、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)三」に規定する技術指針事項、「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」における第一ただし書きに基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(技術的助言、平成31年1月1日国住指第3107号)」13 一般社団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」により耐震診断を行う場合、要綱別表2第4項に定める助成対象要件は適用しないこととする。

(評定書)

第3条 要綱第2条第1項第23号にある耐震評定機関は、別表1に掲げる団体のおりとする。

(中間検査)

第4条 要綱第13条第1項及び第15条の規定により実施する検査の工程は別表2のおりとする。ただし、検査員が必要と認める場合には、中間検査の工程を指定することができるものとする。

- 2 中間検査の申請は、前項の工程の工事が完了した日から4日以内に行うこととする。
- 3 検査員は、前項の申請を受理した日から7日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地を検査しなければならない。
- 4 検査は、工事監理者立ち合いのもと実施するものとする。
- 5 助成事業者は検査を受けるにあたり、検査員から指示があった場合は、検査に必要な用具、構造体の出来形寸法の表示等、その他検査員が必要と認める用具等及び資料を準備又は提出するものとする。
- 6 検査において検査員が破壊検査を行う必要があると認めたときは、助成事業者又は工事監理者に破壊検査を行うことを指示することができる。
- 7 前項の指示を受けた者は、破壊検査を行い、その内容を検査員に報告しなければならない。
- 8 検査員は、工事監理者又は工事施工者に対し、耐震改修工事の適正かつ効率的な検査を実施することを目的として、必要な事項について指示することができる。

(様式及び添付書類)

第5条 要綱各条で定める申請並びに通知等の様式及び添付書類は、別表3のとおりとする。

付 則 (令和5年3月6日 制定)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 適用期間は、要綱に準ずるものとする。

付 則 (令和6年3月21日 改正)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 適用期間は、要綱に準ずるものとする。

付 則 (令和7年3月27日 改正)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 適用期間は、要綱に準ずるものとする。

付 則 (令和7年6月10日 改正)

- 1 この要領は、令和7年6月10日から施行する。
- 2 適用期間は、要綱に準ずるものとする。

付 則 (令和8年3月9日 改正)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 適用期間は、要綱に準ずるものとする。

別表1(第3条関係)

耐震評定機関

1	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
2	一般社団法人東京都建築士事務所協会
3	一般社団法人板橋建築事務所協会
4	一般社団法人建築研究振興協会
5	一般財団法人日本建築防災協会
6	一般社団法人構造調査コンサルティング協会
7	一般財団法人文教施設協会
8	一般財団法人ベターリビング
9	一般財団法人建築保全センター
10	株式会社東京建築検査機構
11	日本E R I 株式会社
12	一般財団法人日本建築センター
13	株式会社都市居住評価センター
14	ハウスプラス確認検査株式会社
15	一般社団法人日本建築構造技術者協会
16	特定非営利活動法人耐震総合安全機構
17	公益社団法人ロングライフビル推進協会
18	ビューローベリタスジャパン株式会社
19	一般社団法人 耐震技術広域連携協議会
20	株式会社ジェイ・イー・サポート
21	株式会社建築構造センター
22	株式会社確認サービス
23	N P O 法人みんなの耐震推進会
24	その他、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に属する団体で、耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う耐震判定委員会を設置登録している団体であり、耐震診断及び耐震改修設計に関する判定(評定)実績を有している団体

別表 2 (第 4 条関係)

耐震改修の工程

	工 種	検 査 内 容
1	鉄骨ブレース補強	据え付け状況 (型枠設置前の状態)
2	RC 壁増設	配筋検査
3	増打ち壁	配筋検査
4	鋼板巻き立て補強	鋼板取付け状態
5	炭素繊維巻き補強	繊維巻付け状態
6	耐震スリットの新設	スリット設置状態 (仕上げ前の状態)
7	その他の工法	別途検査員の指示による

- ・中間検査では、上記の工種が複数ある場合、主要な工種 (区が指定するもの) を現場検査の対象とすることができる。
- ・工種の工事箇所が複数ある場合は、最初に検査内容が確認できる箇所について実施する。

別表 3 (第 5 条関係)
様式及び添付書類

様式 番号	名 称	要 綱 条 文	添 付 書 類
1	事前相談申込書	第 7 条第 1 項	事前相談申込書添付書類
2	相談結果通知書	第 7 条第 2 項	
3	助成金交付申請書	第 8 条	交付申請書添付書類
4	代表者選定同意書	第 8 条	
5	助成金交付決定通知書	第 9 条第 1 項	
6	助成金不交付決定通知書	第 9 条第 1 項	
7	助成事業着手届出書(耐震診断)	第 10 条第 4 項	事業着手届出書添付書類
8	助成事業着手届出書(補強設計)	第 10 条第 4 項	事業着手届出書添付書類
9	助成事業着手届出書(耐震改修 等工事)	第 10 条第 4 項	事業着手届出書添付書類
10	助成金変更交付申請書	第 12 条第 1 項	
11	助成金変更交付決定通知書	第 12 条第 2 項	
12	助成金変更不交付決定通知書	第 12 条第 2 項	
13	助成事業変更届出書	第 12 条第 4 項	
14	助成事業変更承認通知書	第 12 条第 7 項	
15	工事中間検査申請書	第 13 条第 2 項	第 15 号様式
16	工事監理報告書	第 13 条第 2 項	施工写真等
17	工事中間検査適合通知書	第 13 条第 4 項	
18	助成事業完了報告書	第 14 条第 1 項	事業完了報告書添付書類
19	助成金額の確定通知書	第 15 条	
20	中間検査・完了検査是正指示書	第 16 条第 1 項	
21	助成金交付請求書	第 17 条第 1 項	支払金口座振替依頼書
22	全体設計承認申請書	第 18 条 1 項	
23	全体設計承認通知書	第 18 条 2 項	
24	全体設計不承認通知書	第 18 条 2 項	
25	助成事業取止め届出書	第 19 条 2 項	
26	助成金交付決定取消通知書	第 19 条 4 項	
27	耐震診断結果に関する確認書	—	(事前相談申込書添付書類)

第1号様式関係 事前相談申込書添付書類

	添付書類	耐震診断	補強設計	耐震改修等 工事
1	確認通知書の写し又は建築確認台帳記載事項証明書	○	○	○
2	検査済証の写し、検査済証台帳記載事項証明書のうち一点	○	○	○
3	案内図、配置図、各階平面図のすべて、二面以上の立面図又は断面図	○	○	○
4	面積表（階別、用途別の面積が確認できるもの）	○	○	○
5	緊急輸送道路等沿道建築物を対象に助成を受けるときは沿道建築物であることが確認できる書類	○	○	○
6	耐震診断結果報告書（概要書等）		○	○ ※ ¹
7	別表1に掲げる団体による耐震診断に係る評定書、下表（※ ³ ）に掲げる団体による耐震診断結果に係る確認書、構造設計一級建築士による耐震診断結果に関する確認書（第27号様式）のうち一点		○	○ ※ ¹
8	補強設計に係る評定書の写し及び補強設計結果報告書（概要書等）			○ ※ ²
9	新築建築物について確認済証の交付を受けたことを証する書面の写し及び関係図書の写し			○
10	耐震改修等工事の内容がわかる書類			○
11	区長が必要と認める書類	○	○	○

※ 建替え工事助成又は除却工事助成は緊急輸送道路沿道建築物のみ適用する。

※¹ 建替え工事又は除却工事に適用する。

※² 建替え工事又は除却工事には適用しない。

※³ 耐震診断の確認を行う団体

1	一般社団法人 東京都建築士事務所協会
2	一般社団法人 日本建築構造技術者協会
3	特定非営利活動法人 耐震総合安全機構

第2号様式関係 交付申請書添付書類

添付書類		耐震診断	補強設計	耐震改修等工事	
1	見積書（内訳書及び根拠となる図書を含む）の写し及び工程表	○	○	○	
2	建物登記の現在事項証明書又は建築物の所有権を証する書類	○	○	○	
3	複数の所有者が共有する（管理組合を除く）建築物について申請する場合には、代表者選定同意書（第4号様式）	○	○	○	
4	法人の場合は、法人登記の現在事項証明書	○	○	○	
5	消費税仕入税額控除が確認できる書類	○	○	○	
6	補強設計に係る評定書の写し及び補強設計結果報告書（概要書等）			○	
7	土地所有者の承諾書（借地の場合）			○	
8	Isが0.6相当以上となる耐震改修等工事の見積書の写しとその根拠となる図書等			○ ※1	
9	工事の内容がわかる書類			○	
10	分譲マンション	区分所有部分ごとの用途及び区分所有者氏名の一覧	○	○	○
11		管理規約の写し	○	○	○
12		代表者を決定したことが分かる書類（理事長選任の総会議事録等）	○	○	○
13		助成事業の実施について建物の区分所有等に関する法律に基づく総会の決議を得たことを証する書面等の写し、区分所有部分ごとの用途、区分所有者氏名の一覧及び管理規約の写し	○	○	
14		耐震改修等工事实施について、区分所有法第17条第1項（耐震改修促進法第25条第2項の規定による認定を受けた分譲マンションに係る耐震改修等工事实施については、同条第3項）に規定する決議及び同法同条第2項に規定する承諾（共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼす場合に限る。）を得たことを証する書面等の写し			○
15	除却工事、建替工事の実施について区分所有法第62条に規定する決議を得たことを証する書面等の写し			○	
16	新築建築物について確認済証の交付を受けたことを証する書面の写し及び関係図書の写し			○	
17	建築確認の手続きが必要な場合は、確認済証の交付又は補強設計について耐震改修促進法第17条の耐震認定を受けたことを証する書面の写し及び関係図書の写し			○	
18	賃貸借契約書及び占有面積が分かるもの、占有者が所有者の親族の場合は生計を一としていないことが分かる資料			○ ※2	
19	委任払い承諾書（委任払いを希望する場合のみ）	○	○	○	
20	区長が必要と認める書類	○	○	○	

※1 除却工事には適用しない。

※2 要綱別表3-5の加算を受ける場合のみ適用する。

第6～8号様式関係 事業着手届出書添付書類

	添付書類	耐震診断	補強設計	耐震改修等 工事
1	契約書の写し（内訳書を含む）又は注文書及び請書の写し（内訳書を含む）	○	○	○
2	事業工程表	○	○	○
3	耐震改修促進規則第5条第1項に掲げる者が行う耐震診断、一級建築士が行う補強設計であることを証する書面の写し	○	○ ※	
4	建基法第2条第1項第11号に規定する工事監理者が行うことを証する書面の写し			○
5	区長が必要と認める書類	○	○	○

※ 建築士法第3条第1項に定める規模未滿の建築物については一級建築士又は二級建築士が行う補強設計であること。

第17号様式関係 事業完了報告書添付書類

	添付書類	耐震診断	補強設計	耐震改修等 工事
1	助成事業に要した経費を証する領収書の写し又は請求書の写し	○	○	○
2	消費税仕入税額控除が確認できる書類	○	○	○
3	耐震診断に係る評定書の写し及び耐震診断結果報告書（概要書等）	○		
4	補強設計に係る評定書の写し及び補強設計結果報告書（概要書等）		○	
5	非木造建築物耐震化促進助成事業工事監理報告書（第16号様式）			○
6	耐震改修等工事の施工写真（着手前、作業途中、完了時）			○
7	建替工事の場合は新築建築物の検査済証の写し又は検査済証台帳記載事項証明書、除却工事の場合は建物滅失登記、建物取壊証明書、建物滅失証明書のうち一点			○
8	区長が必要と認める書類	○	○	○